

～未熟児養育医療給付制度について～

1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児（1歳になる前日まで）に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です（母子保健法第20条）。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療期間での治療に限られます。なお、世帯の所得税額に応じて、自己負担金が生じます。

2 未熟児養育医療の対象者

佐賀市に住所を有する未熟児で、次に掲げる（1）又は（2）の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者が対象となります。

(1) 出生時の体重	2,000g以下	
(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す者	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動が異常に少ない
	2 体温	(1) 摂氏34度以下
	3 呼吸器、循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続する又はチアノーゼ発作を繰り返す (2) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にある又は毎分30以下 (5) 出血傾向が強い
	4 消化器系	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物・血性便がある
	5 黄疸	生後数時間以内に現れる又は異常に強い黄疸がある

3 給付の範囲

診察、医学的処置、薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担を受けられます。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては対象となりません。保険適用外のものについては、医療機関の窓口でお支払いただく必要があります。

4 保護者の自己負担金について

← 総医療費(健康保険適用分) →			
		← 養育医療費対象分 →	
健康保険者負担分	公費負担分	自己負担分(別表)	
		子どもの医療費助成分	保護者負担分
		↓ 1医療機関あたり1ヶ月上限1,000円	

(1) 自己負担金（徴収基準月額）

世帯の市町村民税額に応じて別表のとおり徴収基準月額が適用されます。多胎児などで、養育医療対象者が2人いる場合は、2人目以降は加算月額（基準月額の10分の1）が適用されます。

ただし、子どもの医療費助成制度を併用することができますので、実際保護者の方にお支払いいただく額（納入通知書の請求額）は、1医療機関につき、1ヶ月上限1,000円となります。

(2) 保護者の自己負担金のお支払い方法

保護者の自己負担金は、市から後日送付する「納入通知書」によって、指定金融機関でお支払いいただきます。

5 申請方法

(1) 申請期間

入院治療開始日から1か月以内に申請を行ってください。

※健康保険の手続き等のために1か月以内の手続きが困難な場合はご相談ください。

(2) 申請先

佐賀市子ども健康課保健企画係

住所：佐賀市栄町1番1号（市役所本庁1階59～61番窓口）

電話：0952-40-7241

6 その他

(1) 医療券について

医療券は、申請者（保護者）へ郵送します。

(2) 申請内容に変更が生じたら・・・

申請後に氏名・住所・世帯・被保険者証等に変更が生じた場合、健康づくり課母子保健係に届出をしてください。

【問い合わせ先】

佐賀市 子ども健康課 保健企画係

佐賀市栄町1番1号

市役所本庁1階（59～61番窓口）

電話 0952-40-7241